

児童手当



支給対象が拡大されました

平成18年4月1日から、児童手当の支給対象が小学校6年生修了前（12歳の誕生日後に最初に迎える年度末まで）の児童に拡大されました。

また、所得制限限度額の引き上げにより、これまで受給できなかった人も受給できる場合があります。

平成18年度に小学校4年生（平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の児童がいる保護者へ

平成18年3月31日までその児童の手当を受けていた人は、手続きを行うことなく4年生以降も継続して受給できます（現在、手当を受給していない人は新規認定の請求が必要です）。

平成18年度に小学校5年生または6年生（平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ）の児童がいる保護者へ

現在、児童手当を受けていない人は**新規認定**、すでに小学校3年生修了前の児童について児童手当を受けている人は**額改定**の請求手続きが必要です。

所得制限限度額 表1

扶養親族などの数	自営業の人 (国民年金加入者)	サラリーマンの人 (厚生年金など加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

新しい所得制限限度額は左表のとおりです。該当する保護者は、**新規認定**の請求手続きが必要です。

これまで所得制限によって児童手当が受給できなかった保護者へ

支給額 表2

児童	支給額
第1子および第2子	5000円
第3子以降	10000円

新しく支給の対象となった児童については、平成18年9月30日までに手続きをすれば、特例により平成18年4月分から支給されます。児童手当は、支給資格があっても請求手続きをしていない場合は、支給されませんのでご注意ください。

額改定に必要なもの
印鑑

新規認定に必要なもの
印鑑 請求者名義の普通預金口座（郵便局は不可） 年金加入証明書または健康保険被保険者証 平成17年1月2日以降に鳥取市に転入された人は、前住所地の市町村が発行した児童手当請求用の所得証明書

左記の書類を準備して、市役所駅南庁舎児童家庭課または各総合支所福祉保健課の窓口で手続きをしてください。
公務員の人は職場で手続きをしてください。

新規認定、額改定の手続きは

問い合わせ先
市役所駅南庁舎児童家庭課
☎(0857)20・3465